



三重県公報

令和8年1月30日 (金)

第 689 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
59	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
60	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	2
61	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
62	同件	(同)	2
63	同件	(同)	3
64	同件	(同)	4
65	同件	(同)	4
66	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(新産業振興課)	4
67	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
68	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	7
69	同件	(同)	7
70	同件	(同)	8
71	同件	(同)	9
公 告			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	10
	同件	(同)	10
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(地域福祉課)	10
	同件	(施設災害対策課)	15

告 示

三重県告示第 59 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
居宅介護支援事業所名張もみじ山荘	名張市赤目町長坂日之谷 250 番地 3	居宅介護支援	令和 8 年 1 月 1 日

三重県告示第 60 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
居宅介護支援事業所名張もみじ山荘	名張市赤目町長坂日之谷 250 番地 3	居宅介護支援	令和 8 年 1 月 1 日

三重県告示第 61 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期階以上とのものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 62 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 63 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 64 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 65 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 66 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（令和 7 年三重県告示第 178 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 1 月 30 日から施行します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1	工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料	1	工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料
	設備等の名称	基本料金 (円)	使 用 料 (円／時間)
	(略)	(略)	(略)
	赤外分光光度計（FT—I R）	370	3,580
	(略)	(略)	(略)
	小型レトルト食品製造装 置	(略)	(略)
	デュロメータ	370	450
	荷重たわみ温度試験装置	370	1,220
	示差熱—熱重量同時測定 装置	370	2,830
2	(略)		
3	工業研究所窯業研究室の設備等の使用料		
	設備等の名称	基本料金 (円)	使 用 料 (円／時間)
	(略)	(略)	(略)
	オートクレーブ	(略)	(略)
	耐熱試験装置（オープン）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	高温強度試験機	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	デジタルマイクロスコー プ	370	20
	(略)	(略)	(略)
	原子吸光分光光度計	(略)	(略)
	粒子径・形状解析装置（レ ーザー回折・動的画像式）	370	690
	ダイヤモンドソー	370	620
4	(略)		
	備考 (略)		

三重県告示第 67 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年1月30日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コメリパワー亀山店

亀山市菅内町字植松 1254-1 の一部 ほか 2 筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	棒 雄一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	棒 雄一郎

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年9月10日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,349 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	118 台	縦観による
合 計	118 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	10 台	縦観による
合 計	10 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	58.5 m ²	縦観による
合 計	58.5 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	37.8 m ³	縦観による
合 計	37.8 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 か所	縦観による
合 計	3 か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯

荷さばき施設	午前6時から午後10時まで
--------	---------------

- 7 届出の日
令和8年1月9日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年1月30日から同年6月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第68号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年1月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか9筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
- | 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 宗村 達夫 |
- (変更後)
- | 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 小窪 浩史 |
- 3 変更年月日
令和7年10月16日
- 4 変更理由
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出の日
令和8年1月5日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年1月30日から同年6月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第69号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年1月30日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A 松阪黒部総合センター

松阪市東黒部町天神1番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農Aコープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	宗村 達夫
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町1043番地1	山本 清巳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農Aコープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番地3	小笠 浩史
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町1043番地1	山本 清巳

3 変更年月日

令和7年10月16日

4 変更理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和8年1月5日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年1月30日から同年6月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第70号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年1月30日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープうれしの店

松阪市嬉野中川新町四丁目156番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農Aコープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	宗村 達夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農Aコープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笠 浩史

3 変更年月日

令和 7 年 10 月 16 日

4 変更理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 8 年 1 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 1 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 71 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エーコープ青山店

伊賀市阿保 464 番 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農Aコープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	宗村 達夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農Aコープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笠 浩史

3 変更年月日

令和 7 年 10 月 16 日

4 変更理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 8 年 1 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の総覧の期間及び時間

令和 8 年 1 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 1 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
菰野町	1 筆
津市	7 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 1 月 30 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 1 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	29 筆
木曽岬町	10 筆
鈴鹿市	231 筆
亀山市	30 筆
菰野町	1 筆
津市	600 筆
松阪市	147 筆
大台町	2 筆
伊勢市	111 筆
玉城町	347 筆
度会町	115 筆
伊賀市	1056 筆
名張市	16 筆
熊野市	3 筆
御浜町	8 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 1 月 30 日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重

県規則第 84 号) 第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 7~10 年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、法人格を有すること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 8 年 2 月 18 日（水）17 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

提案記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案聴取会の実施

(1) 技術提案聴取会を行いますので、本件担当責任者の出席をお願いします。

(2) 詳細は 7(7) に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
子ども・福祉部子ども・福祉総務課予算経理班 担当 奥西、花谷
電話 059-224-2417 ファクシミリ 059-224-3406

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
子ども・福祉部地域福祉課保護・援護班 担当 矢田
電話 059-224-2286 ファクシミリ 059-224-3085

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 8 年 3 月 18 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 8 年 2 月 24 日（火）17 時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 8 年 2 月 24 日（火）17 時までに通知書を発送します。

(6) 技術提案書等の提出日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 2 月 25 日（水）から同年 3 月 4 日（水）17 時まで

イ 場所 〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県子ども・福祉部地域福祉課保護・援護班

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。封筒等の外側に「令和 7~10 年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託提案書在中」と記載し、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。

ただし、重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行います。

ア 日程は次のとおりです。

令和 8 年 3 月 17 日（火）予定

※ 具体的な時間は後日連絡します。

※ 提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 場所は次のとおりです。

三重県庁又はWeb会議システムツールによる参加

使用するWeb会議システムツールは原則「Zoom」としますが、本ツールの使用が困難な場合は別途発注者と入札参加者とで協議するものとします。

※ 具体的な場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 25 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、3 名以内とします。

オ 説明時は、会社名・団体名を名乗らないでください。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 3 月 18 日（水）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 8 年 3 月 18 日（水）15 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁郵便局留め

受取人 三重県子ども・福祉部子ども・福祉総務課予算経理班

案件名 令和 7~10 年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 3 月 18 日（水）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県子ども・福祉部子ども・福祉総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Learning and Life Support Program for Children from Needy Households in Mie Prefecture
- (2) Submission of Proposal:
Paper proposal submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between Wednesday, February 25, 2026 and 5:00 P.M. on Wednesday, March 4, 2026.
- (3) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, March 18, 2026.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Wednesday, March 18, 2026.
- (4) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, March 18, 2026.
- (5) Managing Authority:
Regional Welfare Division, Department of Children and Welfare, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2286

別記 落札者決定基準

基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定を行います。

1 入札価格の評価

入札参加者が提示した入札価格は、下記の算出式により、入札金額が最も低いものを満点(45 点)とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき、入札参加者の価格評価点を算出します。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{入札価格点の配点 (45 点)}}{\text{最低入札価格}} \times \frac{\text{入札価格}}{\text{入札価格}}$$

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切り捨てとします。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

- (1) 大分類の設定
次のとおり大分類を設定します。
ア 事業の目的との合致
イ 計画の具体性と効果
ウ 事業の執行体制
エ 経験と能力
- (2) 配点方法

「技術評価点」の満点を 140 点として、次のように下記ア～エ単位に点数を配点します。

なお、各項目に設定している評価基準に基づいて、絶対評価により行います。

- ア 事業の目的との合致 : 25 点 (評価基準数 : 4 件)
- イ 計画の具体性と効果 : 55 点 (評価基準数 : 4 件)

ウ 事業の執行体制：35点（評価基準数：4件）

エ 経験と能力：25点（評価基準数：3件）

(3) 技術評価点の採点方法

ア 採点の考え方

評価基準単位の採点は、以下のとおり1～5点の5段階で採点します。

評点	評価内容
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	やや不十分である
1	不十分である

イ 「加重点」の考え方

評価基準の重要度に応じて、加重点を設定します。

各評価基準にかかる「加重点」については、評価基準表を確認すること。

ウ 「技術評価点」の計算方法

「技術評価点」は、評価基準表に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下1桁目までを有効とし、少数点以下2桁目で四捨五入する。）とします。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「加重点」を乗じた「項目評価点」の和とします。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い入札者で、かつ以下の(1)及び(2)を満たすものを落札候補者とします。

- (1) 入札価格が「調達説明書」3で示した評価基準額以内であること。かつ、以下の年度別の支払限度額以内であること。

※ 以下に記載した金額は、全て消費税抜きの額とします。

年度別支払限度額（税抜き）

令和7年度 0円

令和8年度 17,851,500円

令和9年度 16,201,500円

令和10年度 16,201,500円

- (2) 提案内容の評価のうち、全て満たすこと。

ア 技術評価基準（計15件）に対する各審査委員の採点が、それぞれ2点以上であること。

イ 「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が111点以上の提案であること。

4 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

5 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:3とし、「価格評価点」45点、「技術評価点」140点の計185点満点とします。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年1月30日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名

三重県水防警報支援システム開発・運用保守業務委託

- (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 25 日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 8 年 2 月 16 日（月）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1) の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2) 及び(3) の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

5 技術提案書の作成について

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案聴取会の実施

(1) 技術提案案聴取会を行いますので、本件担当責任者の出席をお願いします。

(2) 詳細は 7(7) に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部県土整備財務課経理 2 班 担当 杉野

電話 059-224-2680 ファクシミリ 059-224-2415

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部施設災害対策課水防対策班 担当 中山

電話 059-224-2674 ファクシミリ 059-224-2684

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時までに通知書を発送します。

(6) 技術提案書等の提出日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 1 月 30 日（金）から同年 3 月 2 日（月）15 時まで

イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県国土整備部施設災害対策課水防対策班 担当 中山

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県水防警報支援システム開発・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

令和 8 年 3 月 11 日（水）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当責任者を含め 3 名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 8 年 3 月 13 日（金）15 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県国土整備部県土整備財務課経理 2 班

案件名 三重県水防警報支援システム開発・運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 3 月 13 日（金）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県国土整備部県土整備財務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Development and Operation/Maintenance duties of the Mie Prefecture Flood Warning Support System

(2) Submission of Proposal:

Paper proposal submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between Friday, January 30, 2026 and 3:00 P.M on Monday, March 2, 2026.

(3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, March 13, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Friday, March 13, 2026.

(4) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, March 13, 2026.

(5) Managing Authority:

Public Construction Works Disaster Countermeasure Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2674

別記 落札者決定基準

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札者とします。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、(別紙①) 提案書評価表に基づき提案内容を評価し、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」という。）を与えます。

(3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札者を決定します。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とします。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

「入札価格」が低い者を落札者とします。

ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札者を決定します。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

「価格評価点」 = $140 \times (1 - X / K)$

X : 入札価格（円） K : 評価基準額（円）

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

※ 有効数値は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおりの大分類とします。

ア 業務システム：背景と目的を踏まえ、課題解決に向けた理解度・考え方・方法に係る部分の評価

イ システム基盤：機能を実現するために必要なシステム構成に係る部分の評価

ウ 開発 : 入札者の設計開発能力に係る部分の評価

エ 運用保守 : 運用保守の考え方・実施体制に係る部分の評価

(2) 配点方法

「技術評価点」の満点を280点として、次のとおり配点します。

ア 業務システム: 100点（評価項目数: 5項目）

イ システム基盤: 30点（評価項目数: 2項目）

ウ 開発 : 50点（評価項目数: 2項目）

エ 運用保守 :100 点 (評価項目数: 5 項目)

(3) 技術評価点の考え方

「技術評価点」は以下の式で求めた「調整後項目評価点」の合計値とします。

「調整後項目評価点」 = 項目加重点 × 項目評価点

※ 技術評価点、調整後項目評価点及び項目評価点の有効数値は、小数点以下 1 衔までを有効とし、小数点以下 2 衔目で四捨五入します。

1) 項目加重点について

評価項目の重要度に応じて、2, 4, 6 の 3 段階とします。

2) 項目評価点について

各委員が技術提案書の内容を踏まえ、評価項目毎に下記ア～カに基づき点数を付します。

ただし、提案書評価表の評価軸に具体的な配点基準が記載されている「開発」に関する評価を除きます。

次に、評価項目毎に各委員が付した点数を合計し、委員数で割った値を項目評価点とします。

ア 特に優れたレベルの提案は「5 点」

イ 優れたレベルの提案は「4 点」

ウ やや優れたレベルの提案は「3 点」

エ 標準的なレベルの提案は「2 点」

オ 劣ったレベルの提案は「1 点」

カ 記述のないもの、仕様書の全面コピーなど提案内容がないものは「0 点」とします。

4 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札者とします。

ただし、下記の全ての要件を満たさない者は落札者としません。

(1) 入札価格が、調達説明書で示した評価基準額以内であること。

※ 上記に記載した金額は、全て消費税及び地方消費税を含む額とします。

(2) (別紙①)「提案書評価表」の評価項目全てに記述があること。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
